

多度津町農業委員会議事録

平成31年4月19日午前10時26分より午前11時21分、多度津町農業委員会の会議を多度津町役場2階第一会議室において開催する。

その状況は次のとおり

- | | |
|-------|---|
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知について（報告） |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について |
| 議案第5号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定について |
| 報告 | その他 |

出席状況

出席委員

農業委員（14名）

議長	秋山義充
職務代理者（2番）	土田敏雄
職務代理者（3番）	大山島弘
4番委員	山崎義行
5番委員	斯波波明美
6番委員	塩入明達彦
7番委員	香川篤均
8番委員	亀山則彦
9番委員	大谷泰敏
10番委員	三野幹夫
11番委員	横關和幸
12番委員	矢野浦俊正
13番委員	松浦村稔
14番委員	中

農地利用最適化推進委員（7名）

2番委員	塚本繁造
3番委員	大西和芳
4番委員	山地正夫
5番委員	松岡安男
6番委員	篠原壽雄
7番委員	村井文数
8番委員	松井求

欠席委員

農業委員（0名）

農地利用最適化推進委員（1名）

1番委員	堀家徹
------	-----

農業委員会事務局職員

事務局長	亀山 佳久
農地係長	吉田 清司
主事	西岡 知美

審 議 内 容

事務局長

皆さんおはようございます。

定刻より少し早いですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまより平成31年4月の多度津町農業委員会定例会を開催いたします。

議案審議に先立ちまして、この4月の人事異動に伴いまして産業課に参りました亀山です。一言ご挨拶申し上げたいと思います。

前任の土井の後を継ぎまして、産業課に参りました。役場に入って25年になるんですけども、産業課関連については全くかかわったことがありませんで、実家も自営の商売をしておった関係で、農業に関しては本当に全くの無知です。当分の間、皆さんにはご迷惑をおかけすることと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

それでは、秋山会長よりご挨拶をお願いします。

会長

おはようございます。

非常にええ季節ということで、初夏を思わせるような好季節になってまいりましたが、昨日も小委員会で回っておりますと、麦の緑色のええ景観が目に入って、非常に気持ちのいい時期に感じております。そういう中、委員の皆様方には非常に作業面でもふえる時期かと思いますが、何かとご多用の中、ご出席いただきまして御礼申し上げます。

5月には会長大会、その中にもことは農地利用の最適化の実績を上げるためというのを中心に大会が開かれるようでございます。ご案内のように、その他、報告案件のほうで、農林担当の村山君のほうから、具体的にきょう配付されております人・農地プラン等々のお話もあろうかと思いますが、現在やっぱり農地の利用集積、最適化ということがメインかと思いますが、今後とも、皆さんとともに展開してまいりたいと思います。何とぞよろしく願いいたします。

それでは、早速ではございますが開会いたしたいと思います。よろしく願いいたします。ありがとうございます。

事務局長

ありがとうございました。

本日の定例会の出欠状況でございますが、堀家徹委員さんが所用のため欠席との連絡をいただいております。

次に、本会議の成立についてですが、出席委員は14名中13名ですので、多度津町農業委員会規則第6条の規定にあります過半数に達していますので、本会が成立していることをご報告いたします。

次に、議長の選出についてですが、多度津町農業委員会規則第4条に、会長は議長となり議事を整理することになっていきますので、秋山会長に

お願いしたいと思います。

議長

まず、署名委員の選出でございますが、例によりまして私のほうより指名させていただきたいと思います。4番の山崎委員さん、5番の斯波委員さん、よろしく願いいたします。

それから、議案に入ります前に、昨日の小委員会の報告のほうを松浦委員さん、よろしく願いいたします。

13番委員

そしたら、皆さん改めましておはようございます。

それでは、昨日の小委員会の報告をさせていただきます。

出席者は、秋山会長を初め土田、大島両副会長と、推進委員の松岡さんと私、そして事務局からは亀山事務局長と吉田さんの計7名で、議案第2号から議案第4号まで現地確認に参りました。そして、議案第3号の2番のところ、駐車場に関しましては、これは無断転用ですか、既に花崗土をはめて、きれいに整地されておりました。第2号議案から第4号議案までの現地確認は、別段異常はありませんでしたので、それからこの会議室に戻りまして、西岡さんから議案全ての説明を受けましたが、小委員会といたしましては、別段問題はないように思いますから、何とぞ皆さま方のご審議のほどをよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが昨日の小委員会の報告を終わらせていただきます。

以上です。

議長

ありがとうございました。

それでは、議案のほうに移らせていただきます。

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知及び使用貸借解約通知についてを議題といたします。よろしく願いいたします。

事務局

議案第1号をごらんください。

【議案第1号1番から5番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番と2番につきましては、戦前からの小作地を当事者の合意に基づいて解約するものです。

また、番号1番につきましては、議案第3号で農地法第5条にて転用予定となります。

以上です。

議長

1番と2番、これも例によりまして、今後の参考になればということで地元委員さんのご発言をいただいております。

7番委員

1番は私のほうで。

議長

よろしく願いいたします。

7番委員

この農地につきましてもね、無断転用で先に土を入れていたんですよ。ほんで、私が見つけて、ほんでもう●●さんのところへ言うていって、

一応借りとる分を解約してしもうて、農業委員会のほうに出してくれと
いうことで話をし出してもらいました。ですから、その●●●●さん、
会社みたいにしているみたいけど、駐車場がないということで、
そこを駐車場にするということで、一応しました。そういうことで、私
のほうは了解を得ております。

議長 はい、ありがとうございます。

2番は山階は。お願いします。

推8番委員 詳しくは聞いてなかったんですけど、場所が山階の岡の墓のすぐそば
で東側になります。それで合意解約ということで、特に問題はないと思
います。

議長 ありがとうございます。

ということで、報告案件ということでご理解いただきたいと思います。
続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請につい
てを議題といたします。お願いします。

事務局 議案第2号をごらんください。

【議案第2号1番について 議案書を基に朗読】

補足といたしまして、番号1番につきましては、譲り渡し人は農業を
廃止としており、譲り受け人は経営規模の拡大となります。

以上1件の申請につきましては、周辺の農地の農業上の効率的かつ総
合的な利用の確保に支障は生じないと考えます。また、取得後の全ての
農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離も近く問題がない
こと、農業委員会が定める下限面積の3,000平米を取得する農地を
含めて超えていることから、農地法第3条第2項各号の不許可には該当
せず、許可要件を全て満たしていると考えます。

以上です。

議長 事務局より説明がございました。皆さんのほうから何かご意見、ご質
問等がございましたらご発言いただきたいと思えます。

これは松井さんのところかな。

推2番委員 これは青木やけど、家は山階です。

議長 特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長 ないようでしたら、議案第2号を承認することにご異議ございませ
んか。

(異議なし の声あり)

議長 なしということで、議案第2号を承認といたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請につい

てを議題といたします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について。

【議案第3号1番から2番について 議案書を基に朗読】

ここで議案書の追記のほうをお願いできますか。右端の備考欄のところで「工期」を入れておりますが、その下に「無断転用」と書いていただけますか。

それでは、番号1番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として、分譲住宅4区画となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は令和元年6月10日、工事完了が令和4年6月9日となっておりますので、転用の確実性は認められます。資金計画ですが、土地代、造成費等で合計5,000万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以上のため、開発許可の協議に該当いたします。

番号2番の農地法に基づく転用許可の検討事項について説明します。

農地の区分と目的につきましては、農業振興地域の農地ではありますが、農用地とはなっていない、いわゆる白地であり、第2種農地であると判断しております。転用理由として駐車場用地となっております、まず農地の区分と目的につきましては適当であると判断しております。

その他の基準についてですが、工事着工は平成31年1月31日、工事完了が平成31年3月9日となっております。駐車場用地については、既に造成しており、無断転用の事案であります。転用の確実性は認められ、また付近の状況につきましても既に調整済みです。資金計画ですが、造成費で70万円となっており、資金証明書を添付しております。転用面積については1,000平米以下のため、開発許可の協議には該当しません。

以上2件につきまして、今回の転用は集団農地を分断するものではないと考えられ、また被害防除計画も適切であると考えられるため、周辺の農地に支障はないことなどから許可要件を全て満たしていると考えております。

以上です。

議長

事務局より説明がございました。皆さんのほうから何かご意見、ご質

問等ございましたらお願いいたします。

●●●●●●●●は、中村さんのところですか。

14番委員
議長 はい、そうです。ちょうどビッグの南側です。
北側にようけできとるもんなあ。

14番委員
議長 はい。この一角だけが残って、荒廃農地でした。
そうやな。さっぱりしてええわ。大分木も生えたりしとる。
ここは、用途地域かな。

事務局
議長 違います。

事務局
議長 あそこは用途地域にはならんの。

事務局
議長 入ってないところです。2種農地です。

議長
議長 特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長
議長 ないようでしたら、議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長
議長 異議なしということで、議案第3号を承認いたします。

続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の
事業計画変更申請についてを議題といたします。お願いいたします。

事務局
議長 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更
申請について。

【議案第4号1番について 議案書を基に朗読】

補足説明ですが、全9区画のうち8区画は工事完了済みですが、1区
画がまだ工事完了していないので、工事完了時期を2年間延長するもの
です。

こちらからは以上です。

議長
議長 皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

これは、もう何遍も何年もかけてますね。

これも中村さんのところかな。

14番委員
議長 はい、そうですね。

議長
議長 もう大分になるわな、あれができてから。

14番委員
議長 そうですね。

議長
議長 特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長
議長 特段ないようでございましたら、議案第4号を承認することにご異議
ございませんか。

(異議なし の声あり)

- 議長 異議なしということで、議案第4号を承認といたします。
続きまして、議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。お願いします。
- 事務局 議案第5号をごらんください。
経営基盤強化促進法に基づき、農用地利用集積計画になります。土地所有者が香川県農地機構へ貸し付けをいたします。貸付期間といたしましては、番号1番につきましては、平成31年5月1日から平成37年4月30日までの6年間、それ以外につきましては平成31年5月1日から平成41年4月30日までの10年間の貸し付けとなっております。合計といたしまして、6件で14筆、1万671.72平米となっております。
また、補足といたしまして、7ページ、番号5番につきましては、システムの都合上、申請地の地番が513番までしか表示されておられますが、備考欄に記載しているように、登記簿上では513番、514番、515番の合併地番となっております。
以上6件の計画要請の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、特段問題はないかと考えます。
以上です。
- 議長 事務局より説明がございましたが、皆さんのほうから何かありましたらご発言いただきたいと思えます。
三野さん、●●さんはどこら辺の人ですか。
- 10番委員 ●●●●さんですか。
- 議長 はい。
- 10番委員 この人はもうかなり前に亡くなっていて、その●●さんが、今年亡くなって、●●●●●さんという、これは●さんだけど、住んではないけど相続をしたということで、そこからの貸し付けです。
- 議長 西白方は大体●●さんが面倒を見てくれよんかな。
- 10番委員 その辺についても多いですね。
- 議長 議案第5号、特段ございませんか。
(なし の声あり)
- 議長 ないようでしたら、議案第5号を承認することにご異議ございませんか。
(異議なし の声あり)
- 議長 異議なしということで、議案第5号を承認といたします。
続きまして、議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律第1

9条第2項に基づく農用地利用配分計画案に対する意見の決定についてを議題といたします。お願いします。

事務局

議案第6号をごらんください。

農地中間管理事業の資料となっております。農地利用配分計画案となっており、農業委員会において意見聴取をすることになっています。香川県農地機構から、右側の欄に記されている借り手へ貸し付けをいたします。農業委員会の承認を得ますと、4月23日より公告縦覧となります。

以上です。

議長

皆さんのほうから何かございましたらお願いします。

林さんは水稻を、●●さんのところ以外にもやりよるんやの。

7番委員

●は、西白方のほうもやっている。

議長

白方のほうも面倒を見てくれたらええわ。

7番委員

あれは●●さんが、町会議員の●●さんがいろいろ面倒を見てくれる。

議長

そうやな。

7番委員

うん。話をしたりするけん、大丈夫だと思います。

議長

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでございましたら、議案第6号を承認することにご異議ございませんか。

(異議なし の声あり)

議長

異議なしということで、議案第6号を承認いたします。

議事日程、次は報告案件、その他ということなんで、事務局お願いいたします。

事務局長

それでは、事務局から7点ご報告させていただきます。

1点目は、青木地区戸別意向調査の結果報告について、2点目は相続届について、3点目は、4月提出分農振除外変更申し出について、4点目は、水利及び土地改良区確認者名簿について、5点目は、平成30年度成果実績及び活動実績報酬について、6点目は、平成31年度農業委員会予算について、最後7点目は、香川農地活用レポートについてです。

事務局

【その他7点について事務局より説明】

事務局長

引き続き来月の予定についてお知らせします。

5月の小委員会は、16日木曜日午前9時から第1会議室で行います。当番委員さんは、14番の中村委員さん、推進委員さんは6番の篠原委員さんをお願いしたいと思います。

定例会は、5月17日金曜日の午前9時から同じく第1会議室で行います。署名委員さんは、6番の塩入委員さん、7番の香川委員さん、8番の亀山委員さんのうちお二人の方をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

議長

以上ということで、本日予定しておりました議事日程と報告関係を含めて以上で終わったわけですが、全体を通して皆さんのほうから何かございましたらご発言いただきたい。

予定は11時半にしとるんかね、食事。

事務局

そうです。

議長

休憩はどのぐらいにする。

事務局長

10分ぐらい。

議長

特段ございませんか。

(なし の声あり)

議長

ないようでしたら、閉会后10分ぐらい休憩してということなんです。それでは本日はどうも長時間ありがとうございました。閉会いたします。